

まちづくり・建設

③空き家対策において道路接触部分が狭く建築確認許可が下りない空き家があるがその調査はしているか、件数(令和元～4年度)

建築基準法の規定に基づく道路との接道要件、その他同法の規定への適合性の判断については、京都府に権限があります。

本市としましては、同法の規定に適合しない空き家に係る調査は行っておらず把握しておりません。